

様式(細則 5-2)

令和 3 年 11 月 24 日

浜田市議会議長 笹 田 卓 様

議員名 芦 谷 英 夫

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため (視察・研修) を (実施・受講) したので、その結果を報告します。

記

1、期日 令和 3 年 11 月 19 日(金) 13 時 30 分～15 時 30 分

2、研修内容 過労死等防止対策推進シンポジウム

3、研修先 安来市(総合文化ホール)

4、調査経費 交通費 7,920 円 (JR 代)

2,460 円 (タクシ一代)

400 円 (駐車料)

5、調査研究活動の概要 別紙のとおり



「過労死等防止対策推進シンポジウム」出席のため

令和3年11月24日

1 日 時 令和3年11月19日（金）13時30分～15時30分

2 場 所 総合文化ホール（安来市）

3 内 容 基調講演「いのちと精神、健康を守る 過労とハラスメント対策」

医学博士 近藤 雄二

事例報告<体験者側> 高橋真一 弁護士

<経営者側>あすなろ会事務局長 竹内 寛和

4 概 要

- ①（近藤雄二）長時間労働になると生活時間が短くなり、趣味、団らん、人との交流、散歩、休息、家事などの時間がなくなり、バランスのとれた生活ができなくなり、食事、身支度、入浴、睡眠の時間のみに追いやられ、偏った生活となる。
- ②これまで仕事はチームとしての仕事、チームとしての成果と責任であったが、個人の仕事、個人の成果と責任となり、チームではなく個人が問われ達成を求められ、責任を課せられ評価される働き方になり、結果、働き方に余裕とサポート、それまであったほど良い緊張感などもなくなり、上司の叱咤激励、同僚部下などからの圧迫、精神的圧力がまん延する職場環境となる。
- ③終業から次の始業までが13時間を超えると、ストレス反応や起床時の疲労感が回復することから、勤務間インターバル13時間確保が必要であり、この制度導入について努力義務から導入義務化へ変える必要があり、これは非現実的なことではない。
- ④（高橋真一）過労自死の裁判を担当し、長時間労働を証明するタイムカードなど客観的証拠がない、調査協力が得にくく長時間労働やパワハラの証明ができない、証人の医師から職務上との証言が得られず原因不明とされるなど、立証困難な事例がある。
- ⑤地道な聞き取り調査、業務資料、退職者からの証言、別の医師の証言などを積み重ねた結果、裁判で自殺は過労と認められた。
- ⑥（竹内寛和）あすなろ会では、リフレッシュ・バースデーなど9種類の特別休暇制度、女性専用休憩室の設置、信頼関係構築のため言動や姿勢など職員全員が互いに投票し合い「接遇グランプリ」として表彰、釣り・キャンプなどレジャー用品、スポーツ用品、マンガなどを貸し出し働きがいをつくる、このような働きやすい職場づくりを推進し、令和2年度県から「しまねいきいき雇用賞」を受賞した。

5 所 見

- ①過労死等防止に関する国の目標である、時間外労働週80時間の過労死ライン、勤務間インターバル13時間、年次有給休暇取得率向上、メンタルヘルス対策、職場での労働相談体制、ストレスチェックなどが遵守履行されるよう、議会審議などの前提とする必要がある。
- ②働き方改革もあり、働く人を守る、若い人の雇用を促進することが市政推進の命題であり、市から業務委託、指定管理、請負などの場合、働き方改革、労働者保護の視点に立って議会としてチェックし推進する必要がある。
- ③職員が過重な業務が強いられる、市民との折衝で精神的に追いやされることのないようにする必要があり、議会活動や議会の業務などで職員の労働荷重を招いていないか、不必要的業務を強いていないか、改善できる削減できる業務がないかなど、議会としても検証を行い必要なことを実行する。

—以上—